

令和4年10月1日から



自転車保険[※]の加入が義務化

被害者の速やかな救済と加害者の経済的負担を軽減するため、自転車保険へ加入しなければなりません。

※自転車保険とは、自転車の利用によって他人の生命又は身体を害した場合における損害を補填するための保険又は共済（自転車損害賠償責任保険等）を指します。

Q どんな人が対象？

A.01

自転車利用者

A.02

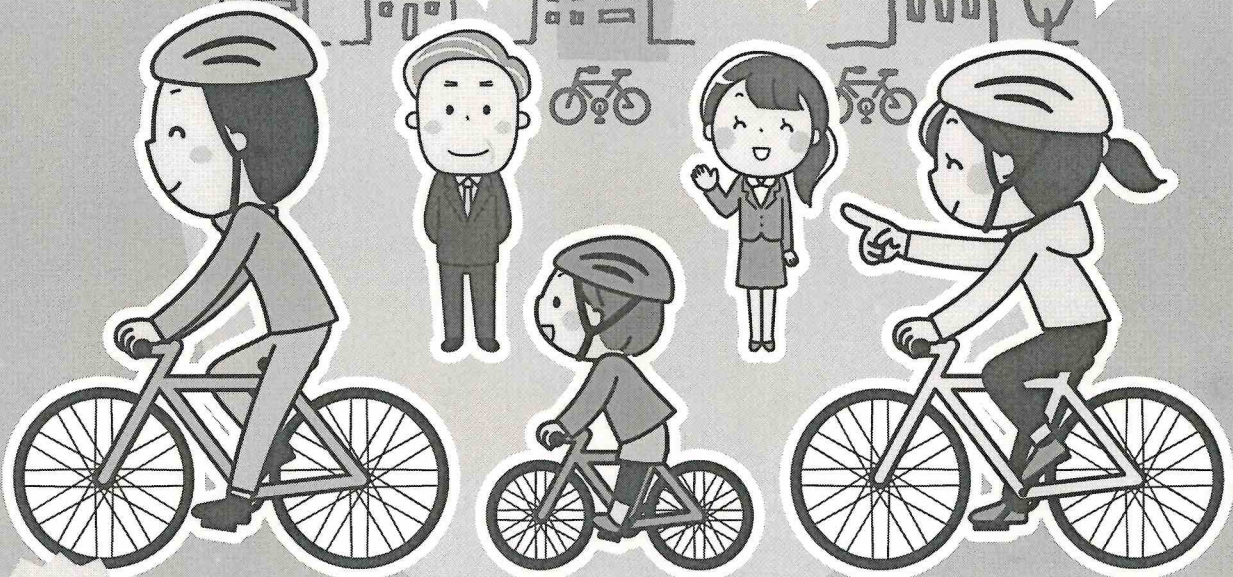
事業活動に
自転車を利用する
事業者

A.03

自転車貸付
事業者

A.04

子どもが
自転車を利用
する保護者



自転車事故による

高額賠償事例

損害賠償額 **9,521万円**

男子小学生（11歳）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62歳）と正面衝突。女性は頭蓋骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

県では、自転車の安全で適正な利用に関する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の利用に係る交通事故の防止及び被害者の保護を図り、県民が安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的として、『新潟県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例』を制定しました。（令和4年4月1日施行）



自転車の点検・整備に努めましょう

※自転車利用者、自転車を利用する未成年者の保護者、自転車貸付業者又は自転車を事業の用に供する事業者は、必要な点検及び整備を行うよう努めなければいけません。



乗車用ヘルメットを着用しましょう

※県では、子どもだけではなく、自転車を利用する全ての年齢層に乗車用ヘルメットの着用を推奨しています。

ご自身の保険等の加入状況は裏面をチェック！▶

『自転車損害賠償責任保険等』に該当する保険・共済

自転車利用者が事故の加害者となり、利用者本人やその保護者に対して、1億円近くの損害賠償が請求される事例が発生している状況を踏まえ、令和4年10月1日から、すべての自転車利用者に、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務付けられます。

※「自転車損害賠償責任保険等」とは、自転車の利用によって、他人の生命又は身体を害した場合における損害を補填するための保険又は共済を指します。

◇自転車保険◇

一般的には、損害保険会社等が、相手に与えた損害を補償する「個人賠償責任保険」と、自身のケガ等をカバーする「損害保険」等がセットになった自転車利用者向け商品を、「自転車保険」として販売しています。

【補償例】

《A社》保険料(年間)3,220円

→損害賠償額3億円(最大)

◇各種保険の特約◇

保護者が加入する自動車保険や火災保険、傷害保険に、自転車事故を補償する特約が付帯できる商品があります。

【補償例】

《B社(自動車保険)》

特約の付帯に係る保険料(年間)1,800円
→損害賠償額 無制限

◇共済◇

【補償例】

《C団体》保険料(年間)1,760円

→損害賠償額5,000万円(最大)

◇企業・P T Aなどの団体保険◇

【補償例】

《D団体》保険料(年間)980円

→損害賠償額 無制限

◇T Sマーク付帯保険◇

自転車安全整備店で点検整備を受けることにより、自転車に貼付されるTSマークに付帯する保険。

【補償例】

保険料(年間)1,800円

→損害賠償額 1億円(最大)

これらの他にも、クレジットカードの付帯保険(個人賠償責任保険)等も、「自転車損害賠償責任保険等」に該当します。

自転車損害賠償責任保険等加入状況チェックシート

→ はい → わからない → いいえ

自転車利用中の事故により他人にけがをさせてしまった場合などに備えて、相手の生命又は身体の損害を補償できる保険等（自転車損害賠償責任保険等）に加入していますか。

はい

わからない

いいえ

自動車保険、火災保険、傷害保険のいずれかに加入していますか。

はい

わからない

いいえ

共済、各種団体保険（職場や学校のPTA等で加入する保険）のいずれかに加入していますか。

はい

わからない

いいえ

クレジットカードはお持ちですか。

はい

いいえ

自転車の加害事故による損害賠償を補償する基本補償又は特約がついていますか。
※特約の名称は、個人賠償責任補償特約、日常生活賠償特約など、保険会社により異なります。

はい

わからない

いいえ

利用する自転車には「TSマーク付帯保険」がついていますか。 ※有効期間に注意

はい

わからない

いいえ

自転車損害賠償責任保険等に加入しています。

※補償内容（賠償責任補償額や事故発生までの入会期間等）が十分であるか、補償期間が有効であるかなどご確認ください。

ご加入の保険会社などへ、補償内容をご確認ください。

※未加入又は相当する補償がない場合には加入が必要です。

自転車損害賠償責任保険等に加入する必要があります。

※保険等の重複加入にご注意ください。
ご家族等にも保険等の加入状況についてご確認ください。

自転車損害賠償責任保険等の種類

個人向け 日常生活での賠償責任保険等

自転車保険の種類	保険の概要
個人賠償責任保険	自転車利用者向け保険（サイクル保険等）
	自動車保険の特約
	火災保険の特約
	傷害保険の特約
共済	団体や組合の各種共済
団体保険	会社等の団体保険
	PTAの保険（総合補償制度等）
TSマーク付帯保険	自転車安全整備士が点検整備した自転車の車体に付帯した保険
クレジットカードの付帯保険	クレジットカードに付帯した保険

事業者向け 業務中での賠償責任保険等

自転車保険の種類	保険の概要
施設所有者賠償責任保険	業務活動中の事故に備えた保険
TSマーク付帯保険	自転車安全整備士が点検整備した自転車の車体に付帯した保険

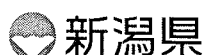
自転車貸付事業者向け 自転車貸付事業での賠償責任保険等

自転車保険の種類	保険の概要
施設所有者賠償責任保険	利用者（借受者）の事故に備えた保険
TSマーク付帯保険	自転車安全整備士が点検整備した自転車の車体に付帯した保険

※ 保険の名称や補償内容については、保険会社によって異なります。

※ 自転車本体に付ける保険には、点検整備とセットになったTSマーク付帯保険があり、青色TSマーク（補償額1,000万円）、赤色TSマーク（補償額1億円）の2種類があり、保険有効期間は1年間です。

※ 自転車貸付事業の場合、通常の施設所有者賠償責任保険では利用者（借受者）の運転ミスによる事故は一般的に補償の対象外（補償対象は事業者の整備や管理上のミスに起因する事故）。ただし、保険会社によって取扱いが異なる場合があるので、保険会社等に補償内容を確認の上、ご加入ください。



問合せ先：新潟県総務部 県民生活課 交通安全対策室
Tel：025-280-5136

条例について詳しくは、HPをご覧ください。

新潟県 自転車条例

